

千葉県再犯防止推進連絡協議会 設置要綱

令和5年9月28日制定

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づく地方再犯防止推進計画を推進するため、千葉県再犯防止推進連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 千葉県再犯防止推進計画の推進に関すること
- (2) その他再犯防止等の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員長及び委員をもって、組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選任することとする。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、当該委員長が委員のうちからあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、別表の関係機関等が選任する者をもって充てる。ただし、学識経験者については、千葉県健康福祉部健康福祉指導課長が選任することとする。

- 2 前項の委員に事故があるときは、当該委員の指名した者が、その職務を代理することができる。
- 3 委員の任期は、選任の日から、計画の期間終了年度の末日までとする。

(協議会)

第6条 協議会は、千葉県健康福祉部健康福祉指導課長が委員を招集し、開催する。

- 2 千葉県健康福祉部健康福祉指導課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(報酬等)

第7条 委員が協議会に出席した場合は、行政機関から選任された委員を除き、県の規定により報酬及び旅費を支給する。前条第2項の規定による出席者も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、千葉県健康福祉部健康福祉指導課において処理する。

(守秘義務)

第9条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

種別	関係機関・団体等の名称
学識経験者	
更生保護団体	更生保護施設（更生保護法人千葉県帰性会）
	自立準備ホーム
	千葉県保護司会連合会
	千葉県更生保護女性連盟
相談・支援機関	公益社団法人千葉県医師会
	千葉県弁護士会
	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
	千葉県地域生活定着支援センター
	認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構
	一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
行政機関	法務省関東矯正管区更生支援企画課
	法務省千葉保護観察所
	千葉地方検察庁
	千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課
	千葉市保健福祉局健康福祉部地域福祉課